

## キャッシュカード規定集

### 第1章 お客様へお願い

キャッシュカード等の盗難・紛失により、ご預金を引き出されてしまう被害に遭われるお客様が増えています。万一盗難等にあった場合等に損害を防止するため、次の点にご注意いただきますようお願いいたします。

- 1 キャッシュカード等の暗証番号は、他人に絶対知られないようご注意ください。
- 2 通帳やカード類に暗証番号をメモしたり、カードケース等に暗証番号メモを入れたりしないで下さい。また、長時間手許から離さないこと、カード類と「運転免許証」・「健康保険被保険者証」などを別に所持するなど、盗難等の不正利用防止対策をお願いいたします。
- 3 暗証番号には生年月日・電話番号・自宅の番地・車のナンバー・連続番号(2345 等)・4桁同一番号(7777 等)など、他人から類推されやすい数字は使わないでください。  
また、暗証番号は定期的に変更することをお奨めいたします。(暗証番号の変更は、ご自身が当金庫 ATM を操作することにより簡単に出来ます。)
- 4 キャッシュカード、通帳やお届印章等の紛失・盗難のときは、至急お取引店にご連絡ください。時間外・休日の場合は、お取引店の留守番電話メッセージにて、紛失・盗難等についての緊急連絡先(しんきんサービスセンターの連絡番号)を通知しておりますので、紛失等の内容をご連絡ください。

### 第2章 カード基本規定

#### 1 (カードの利用)

普通預金、(総合口座取引の普通預金、決済用普通預金【無利息型】、および決済用総合口座【普通預金無利息型】を含みます。以下同じ。)または貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に現金自動預金機、現金自動支払機、現金自動振込機、現金自動預入払出兼用機(以下併せて「ATM」といいます。)で利用することができます。ただし、IC カードは、一部の提携先では、提携先の都合により、IC カードチップ取引が利用できない場合があります。この場合は、IC カードに併載されている磁気ストライプによる取引となります。

- (1) 当金庫および当金庫がATMによる現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。ただし個人と法人では提携先が異なります。)のATMを使用して預入れをする場合(貸越金の返済を含む。以下これらを「入金」といいます。)
- (2) 当金庫および当金庫がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「支払提携先」といいます。)のATMを使用して払戻しをする場合(貸越金の支払を含む。以下これらを「出金」といいます。ただし個人と法人では提携先が異なります。)

- (3) 当金庫および当金庫がA T Mの共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。ただし個人と法人では提携先が異なります。なお、預入提携先、支払提携先と併せて単に「提携先」といいます。）のA T Mを使用して出金し、その払戻金を振込資金として振込の依頼をする場合
- (4) 当金庫の窓口において預金の預入れまたは払戻しをする場合
- (5) 当金庫および提携先のA T Mを使用しての預金の残高照会等当金庫が定めた取引をする場合

## 2 (A T Mによる入金)

- (1) A T Mを使用して入金をする場合には、A T Mにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して画面表示等の操作手順に従って操作してください。
- (2) A T Mによる入金は、A T Mの機種により当金庫または提携先が定めた種類の紙幣および貨幣に限ります。また、1回あたりの入金は、当金庫または提携先が定めた枚数による金額の範囲内とします。

## 3 (A T Mによる出金)

- (1) A T Mを使用して出金をする場合には、A T Mにカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を画面表示等の操作手順に従って正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) A T Mによる出金は、A T Mの機種により当金庫または支払提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの出金は、当金庫または支払提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金限度額は当金庫が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 前記(2)にかかわらず、当金庫および提携先のA T Mによる1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受け、当金庫が承認した場合には、その届出の金額の範囲内とします。ただし、当金庫所定の限度額の範囲内とします(この1日あたりの支払限度額にかかわらず、1日あたりの支払限度額から、カード振り込みに伴う出金およびデビットカード規定にもとづいて出金された金額を差し引いた金額を上限とします。)。また、本人から当金庫所定の方法による届出により、当金庫所定の金額を変更した場合においても提携先のA T Mによる1日あたりの払戻しについては、提携先の定めた金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。ただし、当金庫所定の回数限度の範囲内とします。
- (5) A T Mを使用して出金する場合に、払戻請求金額と後記 6(2)によるA T M利用手数料金額および同(3)による払戻回数超過手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは、その出金はできません。

## 4 (カードによる当金庫窓口での入金および出金)

- (1) カードにより当金庫窓口で入金をする場合は、当金庫所定の入金票にカードの口

座番号、氏名（法人名、代表者名）、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

- (2) カードにより当金庫窓口で出金をする場合は、カードを提出し、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名（法人名、代表者名）、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。
- (3) カードにより当金庫窓口で入金または出金をする場合の1回あたりの限度額は、当金庫所定の金額とします。なお、1日あたりの出金は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (4) 貯蓄預金のカードについては、当金庫の窓口でカードにより払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記 6(6)による払戻回数超過手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

## 5 (A T Mによる振込)

- (1) A T Mを使用して出金のうえ振込を依頼する場合には、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。操作完了された後は、A T Mによる振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内にA T Mを管理する取扱店の窓口にご相談ください。
- (2) 前記(1)の振込依頼をする場合における1回あたりの振込金額は、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込金額は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前記(2)にかかわらず、前記(1)の振込依頼をする場合における当金庫および提携先のA T Mによる1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。ただし、当金庫所定の限度額の範囲内とします。

## 6 (A T M利用手数料等)

- (1) A T Mを使用して入金をする場合には、当金庫または提携先所定のA T Mの利用に関する手数料をいただきます。
- (2) A T Mを使用して出金をする場合には、当金庫または提携先所定のA T Mの利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「A T M利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) A T Mを使用して貯蓄預金の出金をする場合（後記 8(2)により当金庫本支店の窓口でカードにより貯蓄預金の出金をする場合を含みます。）、当該貯蓄預金の出金（通帳および払戻請求書の提出による出金を含みます。）が毎月1日から月末日までの1か月間に当金庫所定の回数を超えるときは、その回数を超えるそれぞれの出金について、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料をいただきます。

- (4) A T M利用手数料または払戻回数超過手数料は、入金および出金時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金・出金をした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先のA T M利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (5) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの引落とし時に、通帳および払戻請求書なしで、その引落としをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の振込手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (6) 当金庫本支店の窓口で、カードにより貯蓄預金の出金をする場合、当該貯蓄預金の出金（通帳および払戻請求書の提出による出金およびA T Mによる出金を含みます。）が毎月 1 日から月末日までの1 か月間に当金庫所定の回数を超えるときは、その回数を超えるそれぞれの出金について、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料をいただきます。払戻回数超過手数料は、出金時に、通帳および払戻請求書なしでその出金をした預金口座から自動的に引落します。

#### 7 （代理人による入金・出金および振込）

- (1) 代理人（個人の場合は本人より指名された成年親族1名に限ります。法人の代理人カードは発行できません）による入金・出金および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

#### 8 （A T M故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により当金庫A T Mによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより入出金をすることができます。
- (2) 前記(1)による入出金をする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名（法人名、代表者名）、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名（法人名、代表者名）、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (3) 停電、故障等によりA T Mによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記（1）によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 当金庫のA T Mが停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

#### 9 （カードによる入金・出金の金額等の通帳記入）

カードにより入金された金額、出金した金額、A T M利用手数料金額、振込手数料金額または払戻回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または通帳記帳相互提携信用金庫のA T Mで使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行い

ます。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、入出金した金額とは別に、ＡＴＭ利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振込手数料金額を通帳に記入します。

#### 10 （カード・暗証番号の管理等）

- (1) 当金庫は、ＡＴＭの操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ出金を行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の出金停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

#### 11 （偽造カード等による出金等）

- (1) 当金庫が個人（個人事業者を含みます）のお客様に発行したカードが偽造または変造カードにより不正使用され生じた出金については、本人の故意による場合または当該出金について当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。
- (2) 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた出金にかかる損害については、前記 10 に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうえは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この出金がカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

#### 12 （盗難カードによる出金等）

- (1) 当金庫が個人（個人事業者を含みます）のお客様に発行したカードが盗難されたことにより、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該出金にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。  
ア カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

イ 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

ウ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた出金にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該出金が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前記(2)の場合は、に(1)かかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金出金が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 前記に(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

ア 当該出金が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

a 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

b 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

c 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、偽りの説明を行った場合

イ 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

### 13. （重大な過失または過失となりうる場合）

- (1) 本人の『重大な過失』となりうる場合

本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同程度に注意義務に著しく違反する場合であり、次のいずれかに該当する場合

ア 本人が他人に暗証番号を知らせた場合

イ 本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合

ウ 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合

エ その他本人にアからウまでの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記アおよびウについては、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

(2) 本人の『過失』となりうる場合

ア 次の i または ii に該当する場合

- i 当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
- ii 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

イ アのほか、次の i のいずれかに該当し、かつ、ii のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

i 暗証の管理

- ・当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合
- ・暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合

ii キャッシュカードの管理

- ・キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- ・酪てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

ウ その他ア、イの場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

14 (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名（法人名、代表者名）、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人（法人の場合は代表者）から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
- (2) 暗証番号は前記（1）によるほか、当金庫所定のＡＴＭを使用して変更することができます。ＡＴＭの画面表示等の操作手順に従って、ＡＴＭにカードを挿入し、届

出の暗証番号その他の所定事項を入力してください。この場合、前記(1)における書面による届出の必要はありません。

- (3) 成年後見制度に関する家庭裁判所の審判（補助・補佐・後見・任意後見等）を受けられた場合には、直ちに成年後見人等（補助人・保佐人・任意後見人等）の氏名その他必要な事項を当金庫所定の届出書によって届出てください。また、カードは当店へご返却ください。

#### 15 （カードの再発行等）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 16 （A T Mへの誤入力等）

- (1) A T Mの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携先のA T Mを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での入出金をする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って入力した場合には、そのカードは無効になりカードのご利用ができなくなります。この場合、当金庫所定の再発行手続きが必要となります。
- (4) 当金庫のA T Mの使用に際し、金額、暗証番号、口座番号等の誤操作（誤入力）により発生した損害については当金庫は責任を負いません。なお、提携先のA T Mを使用した場合の当金庫および提携先の責任についても同様とします。

#### 17 （解約、カードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

ア 後記18に違反した場合

イ 預金口座に関し、最終の入金または出金から当金庫が定める一定の期間が経過した場合



ウ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

18 （譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19 （規定の適用）

(1) この規定は、当金庫が発行したキャッシュカードについて適用します。カードによる窓口での入金および出金は、当金庫が発行したカードによる当金庫の窓口のみでの取扱となります。

(2) この規定に定めのない事項については、カード発行した預金の各規定、その他当金庫所定の規定または契約書の各条項により取扱います。

20 （規程の変更）

(1) この規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記（１）の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上